

2022-23年度 ◆クラブ会長テーマ◆ 「八重山の未来のために行動しよう」



イマジンロータリー

2022-23年度RI会長テーマ

RI会長：ジェニファーE. ショーン

地区ガバナー：嶋村 文男

◇ ガバナー信条 ◇

“Take Action for Rotary Future”

“Reach Out for World Peace”

“ロータリーの未来のために行動しよう”

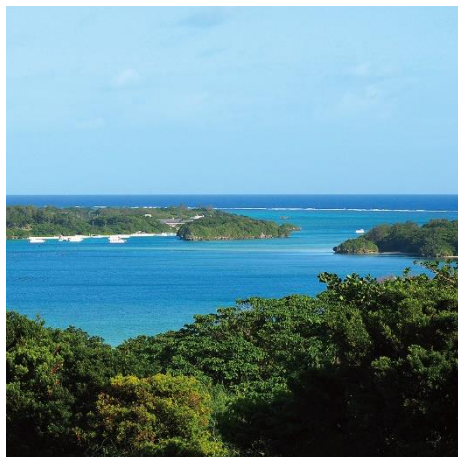
“世界の平和のために手を差しのべよう”

今月のロータリーレート 1\$¥130

島の水景 ～石垣島の水散策～

【川平湾】

石垣島を代表する景勝地。白い砂浜と光や潮の加減で刻々と色を変える海、湾内に点在する小島が織りなす風景は国内外から高い評価を得ています。潮流が強く遊泳は禁止されていますが、グラスボートから造礁サンゴの群生などを鑑賞することができます。また、海岸線に沿って白い砂浜を歩いたり、夜の星空や高台からの展望も楽しめる人気のスポットです。



2月のプログラム

2/15(水)ゲスト卓話

2/22(水)→2/24(金)夜間例会

ガバナー補佐：仁開 一夫 会長：大浜 勇人 副会長：前原 博一

幹事：松田 新一郎 副幹事：今西 敦之

公共イメージ委員長：山下 暢 SAA・出席委員長：大本 綾子

例会日 水曜日 12:30～13:30
事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4
URL <http://ishigaki-rotary.jimdo.com>

例会場 アートホテル石垣島(0980)83-3311
TEL/FAX(0980)83-2917
E-mail ishiroatary@ninus.ocn.ne.jp

☆総会員数：54名（名誉会員2名・出席免除会員2名）

☆出席義務会員数：50名

☆出席人数：24名 欠席人数：26名 出席率：52.00%

《司会進行：大島 盛幸・玉城 一吉》

☆ロータリーソング：君が代 四つのテスト

☆ソングリーダー：宮良 榮子

☆メイクアップ：仁開 一夫

会長挨拶 大浜 勇人



皆さんこんにちは。今日は手元に「抜粋のつづり」がございます。ぜひご一読ください。ロータリーの友を見ていたら、AFP通信フォトグラファー・千葉康由さん「1枚の写真の前に人々は何を感じる、考えるのか」という題材や女性兵士の話であるとか、この写真家の体験したヘビーな内容ではあると思いますが、ぜひ読んでみたいと思いました。皆さんもぜひご一読頂ければと思います。個人的な話で言うと、この数日間は寒かったです。今日は暖かくなるだろうとちょっとラフな格好で来ましたが、意外と寒くてジャケット着ました。家には桜が3本生えていますが、先週ぐらいから咲き始めて、まだ満開には達していませんが、周りに高い建物の家が出来始めて日影が多くなったものですから生育が悪くなって、来年咲かなかつたら淋しいなと思いながら、朝一便の飛行機で参りました。これからも気温がアップダウンする日が続くと思いますので、体調には気をつけて下さい。コロナも大分減ってきて、政府発表では5/8から2類相当から5類相当に変更すると言っていますので、これを境にいつも例会でやっていた親睦の握手を復活させたいと考えております。橋本先生も仰っていましたが、医学的な問題ではなくて心の問題だと、これだけ3年間皆さん抑圧されてきた中でしてきたわけですから、恐いという気持ちはあると思います。まだ時間はありますので、これから考えていきたいと思っております。今日は、前原会員のインボイス制度についてです。興味深い話ですので、宜しくお願い致します。

☆ 幹事報告・松田 新一郎 ☆

八重山日報社よりシンポジウムのご案内が来ております。「八重山群島の住民保護計画」～周辺有事に備えて～ということで、2/18(土)14時～インターコンチネンタル石垣リゾートで開催される事になっております。チケットが30枚ございますので、今日お持ち帰り頂いて是非、ご参加をお願い致します。

☆ 会員・委員会からの報告 ☆

新川正人プログラム委員長：来週の例会は、移動例会になります。玉城力会員の職場、南ぬ島空港の視察を行います。タイムスケジュールといたしましては、11時半～12時の間に宮良にあります「あんつく」で店に入り次第お食事を

とって頂き、その間に会長挨拶と幹事報告、12時には空港へ移動となります。有料駐車場は各自でご精算ください。12:15に国際線カウンター前に集合して頂き、8名1グループとして視察し13時には解散となります。参加の方の名簿提出が必要のため、例会の参加可否は今週末になります。また、2/24(金)は、宮古島RCの皆さんが来島し合同例会で懇親会を予定しております。

☆ 会員卓話：前原 博一 氏 ☆

(税理士)

テーマ：インボイス制度について

忌引き期間中ですが、去る1/17に中山義隆の父、義男が急逝しまして、皆さんの告別式の参加と香典ありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。それでは、インボイス制度についてお話をしていきます。最近、インボイスが騒がれていますが、インボイスとは何かと言いますと、基本的には請求書のことを言います。請求書のことを言いますが、消費税について大きく変わる制度です。このインボイスは大前提として、消費税の計算において消費税は他の法人税、所得税とは違って事業者が負担する税金ではないという前提があります。この前提を抜きにしてインボイスの話をしてしまうと、どうしてもこれまで消費税を納めていない事業者が新たに消費税を納める、負担することになる、そうすると事業が持たないというのが先行しているものですから、インボイスの問題になっています。今回はインボイスの概要的な話をしますけれども、まず消費税の大前提として、消費税は預かった消費税を消費者に変わって事業者がまとめて支払っているという形になりますので、事業者としては特に利益に影響することがないというのが大前提です。令和5年の10月1日からインボイス制度がスタートします。インボイス制度が始まるにつれて、インボイスを発行するために各事業者は、登録番号を申請する必要があります。この登録に関してなかなか登録件数が進んでおらず、去年の12月末現在の件数は、法人と個人事業主を合わせた登録率は51.5%と半数を上回った。ただ法人に関しては、登録率が8割を超えたが、一方、個人事業主は23.7%と低水準が続いている。令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始しますが、インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス」(適格請求書)の保存が仕入れ税額控除の要件となります。これでは、分かりづらいと思いますが、今回のインボイスのポイントは、仕入れ税額控除というのがポイントとなります。まず消費税の仕組みです。まず売上げに係る消費税、商品を販売するとその販売価格に10%(飲食軽減8%)の消費税として預かります。そのほか仕入・経費に係る消費税として事業をしていくと商品を仕入れる時に各事業所に消費税を支払い

ます。消費税を計算するに当たって、1年間預かった消費税から支払った消費税の差し引きを納付するというのが前提になります。これまで取引していた事業者がインボイスを発行する事業者なのか、そうでない事業者なのかで大きく変わっていきます。消費税の納税は基本的に2年前の課税売上高が一千万円超えれば消費税を納める義務が生じます。ほぼ法人の事業者に関しては、消費税を納めてるという事になると思いますが、このインボイスの問題は、消費税の納税義務がない小規模事業者と取引をする場合に、インボイスを発行する事ができる事業者なのか、そうじゃないのか、インボイスを発行することが出来なければ自ずと自社が消費税を負担する形になります。そうすると取引を止めざるを得ない、もしくは選択していかないといけないという事がありますので、こちらも問題の一つになります。よく質問されるのが、インボイスの発行事業者でない免税事業者から取引をした場合に、消費税が請求されていたら、これをカットして払っていいか？という質問があります。結論は、消費税を請求されていますが相手方は免税事業者ですので、基本的には消費税を納めていませんから払う必要はないと思われがちですが、独占禁止法とか下請法とか法律に抵触する恐れがありますので、この件は慎重に扱って頂く必要があります。今までの話をまとめると、インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。インボイス発行事業者登録制度・インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。・インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることができません※インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税等の申告義務が生じます。インボイスの記載事項：インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これに類する書類を交付しなければなりません。①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、T+13桁の番号②取引年月日③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率⑤消費税額等⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称、請求書・領収書をイメージした書類ですが、新たに登録番号が加わりますので、この登録番号があるこの事業者は消費税を納めている事業者というのが、これからは直ぐに分かります。例えばある買い物をした時に、領収書をもらいました。この登録番号が入っていません、という事は消費税を納める義務がない事業者ということが分かります。ただ登録番号は記載されていませんが、消費税10%、8%がONされているものが請求されるとトラブルになる事も考えられます。消費税の計算は

もちろん預かった消費税を税務署に納める仕組みで、事業者は基本的に利益に全く影響しないという計算になっていますから、インボイス制度で有利不利が出てくるといのはおかしな話になるし、事業をやっていると消費税というのは慣行的に請求されていますが、一方2年前の課税売上高が一千万円以下で免税事業者という規定があるのでこういった複雑な話になっていると思います。ここからは皆さんが少し注意しなければならないお話をします。免税事業者に対し課税事業者登録要請は問題があるかです。取引先の免税事業者に課税事業者になるよう要請することは問題にならなりません。しかし、一方的に取引停止を通告することは独占禁止法等の問題になる恐れがありますので注意が必要です。一方的に取引を中止したらダメと言うことです。独占禁止法上問題となる恐れがある場合とは、課税事業者になるよう要請にとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げることや、それにも応じなければ取引を打ち切るなど、一方的に決定し、通告すること。・免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面などで通告し、免税事業者の回答を得ないまま取引価格を引き下げること。・免税事業者が、要請に応じて課税事業者になったとき、明示的な協議なしに価格を据え置くことなどです。つまり取引上優越した地位にある事業者が一方的に決定し通告することや、免税事業者が今後の取引に与える影響を懸念して、優越した地位にある事業者の要請を受け入れざるを得ない状況にあることが前提にあります。上下関係を使って、インボイスを要請する価格を一方的に決定するのが問題になる恐れがあるので、それを避けるために結果、取引先にインボイスを要請したけれども、しかし、免税事業者に据え置きすることになった場合で、一方できではなく、しっかり協議をし、その協議をした結果、取引を止めることになるのは問題ないと考えます。要請したにも拘わらず一方的に取引を止めるという事は、独占禁止法禁止法等に抵触する恐れがあります。という事ですので、取引を続けてくださいということではありません。その順番をしっかり押さえ、この問題をクリアする必要があります。また仮に、免税事業者との取引を停止する場合は、独占禁止法違反を未然に防止するため、十分な猶予期間を設けた上で予告する必要があります。しっかり話し合っ結果、取引しませんということであれば、問題にはならないということです。このインボイス制度は始まると仕入先との取引の問題、自社の問題、相手方は免税事業者、インボイスをやらないといけないか、そうでないかの問題、独占禁止法上問題と様々な課題があります。令和5年10月からスタートすることと思いますが、それに向けて私たちは確定申告と相まってインボイスの説明会などがあり、例年にまして多忙になると思います。短い時間ではございましたが、インボイスの概要と注意しなければいけない部分を含めてお話ししました。ご清聴ありがとうございました。

～ 例 会 風 景 ～



本日のニコニコ: ☆大浜勇人氏: 前原会員、卓話ありがとうございました。
 ☆宮良榮子氏: 前原さんの卓話に感謝! ☆橋本孝来氏: 前原さん 卓話ありがとうございます。
 ☆今西敦之氏: 第1回アッセンブリご出席ありがとうございました。前原副会長 本日の卓話よろしくお願ひ致します
 ☆新川正人氏: 前原さん 卓話ありがとうございました。☆垣本徳一氏: 前原さん 会員卓話ありがとうございました。
 ☆大島盛幸氏: 前原様、卓話ありがとうございました。

◆BOX ¥7,000 (累計 ¥255,000) ◆コイン ¥1,503 (累計 ¥15,161) 合計 ¥270,161

例会記録 2月 8日(水) 第28回(通算2964回) 移動例会: 玉城力会員 職場訪問/石垣空港視察



宮良にある玉吉秀庸会員の娘さんのお店「あんつく」でランチ♪を召し上がったあと、石垣空港を視察いたしました。



タイミングよく到着したジンベエジェット!



暑いなか、ご丁寧にご案内していただきまして、ありがとうございました。



伊盛 米俊 氏 18日(土) 吉田 貴紀 氏 18日(土) 大島 盛幸 氏 18日(土)
 佐久本 達 氏 23日(木) 金城 力 氏 24日(金)

